

モバイル網固定電話の技術的条件の検討について

2025年9月30日
事 務 局

検討の経緯及び視点、事項

検討の経緯

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)により創設された基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度は、平成19年1月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方を見直している。
- 本年2月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(令和7年2月3日。以下「最終答申」という。)では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網を活用した電話に係るサービス(以下、「モバイル網固定電話」という)を新たにユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされた。
- 本年7月のユニバーサル政策委員会においても、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、技術基準の具体的な検討を進めることを示された。

検討の視点

- モバイル網固定電話は、MNOによるモバイル網を利用した比較的低廉な固定的な電話サービスであり、その品質や機能についてはメタル固定電話と差異があるものの、通常の利用に支障を来さないものとして受容されていると考えられる。
- メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等を参照しながらも、
 - ①従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠とまでは受け止められていないこと
 - ②本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること
 - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案しつつ、ユニバーサルサービスとしても求められる要件(不可欠性、低廉性及び利用可能性)があること

といった点に留意して技術基準の検討を進める必要があるのではないか。

検討の事項

- MNOによるモバイル網や転送サービスを活用したモバイル網固定電話について、ユニバーサルサービスとして新たに位置付けるにあたり適切な技術基準を検討する。
- 特に、責任分界点(ターミナルアダプタの位置づけ等)、通信品質、緊急通報時に通知される機能等について、現在提供されている具体的なサービス実態、ユースケース、技術仕様等を踏まえながら、具体化する。

※類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当。

■ 最終答申の内容

- メタル固定電話は、2030年頃でも多数の利用者（約730万）の残存が見込まれるため、既存利用者保護の観点から、当面は**固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障**することが適当。
- **固定電話の確保**には、効率化やメタル設備の縮退促進等の観点から、**モバイル網の更なる活用が必要**。ワイヤレス固定電話については、**提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和**し、モバイル網固定電話については、効率的な提供の確保のため、一定の技術基準を検討した上で、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当*。
※ 「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階に実装が確実に実現するように検討を進めることが適当。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、無線の積極的活用によりブロードバンドの効率的な提供を図るため、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当だが、時間と場所により品質が安定しない場合があるため、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い**未整備地域等に限定**することが適当。

主な検討事項

- ① **ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い**
 - ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方
- ② **ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い**
 - モバイル網固定電話の技術基準の在り方
- ③ **ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い**
 - サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方
- ④ **関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い**
 - 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い
 - ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。
1. 従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話やワイヤレス固定電話がその候補**となり得る。
 2. 他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。
 3. こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の1つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。
 4. 今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
 - ①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
 - ②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
 - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。
 5. なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

第2章 ユニバーサルサービスに位置付ける役務

第1節 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務

2. 取組の方向性

(3) モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加

現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話は、住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質がFAXの提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題はあるが、以下の点等に鑑みると、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。

- ① モバイル網固定電話は、基本的に全国で、NTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と、電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から有効なサービスと考えられること
- ② メタル固定電話やFAXの利用者が減少していること等を勘案すると、電話のユニバーサルサービスの要件として、メタル固定電話と同水準の技術基準を課す必要性は低下しつつあるため、モバイル網固定電話固有の技術基準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報等が確保できる水準を検討(現に提供されているサービスであることも考慮した上で現行のIP電話や携帯電話などの技術基準を参照しながら検討)し、それを課せば足りると考えられること

この点、モバイル網固定電話については、緊急通報受理機関から、「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する固定電話番号(0ABJ番号)及び氏名が通知される機能」の実装が非常に重要であることが指摘されているところ、

- ・ その本格的な普及は、メタル回線設備の縮退に伴う利用者の計画的移行の開始以降であると考えられること
- ・ 当該機能の実装には相応の準備期間・コストを要すること

に鑑みると、総務省において、その普及状況を見極めつつ、有識者や関係事業者、緊急通報受理機関等の意見も聴きながら、その普及段階において確実に当該機能の実装が実現されるよう、検討を進めることが適当である。

今後のスケジュール(想定)

※検討状況に応じて、ユニバーサルサービス政策委員会へ検討内容を報告

	2025年度									2026年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
情報通信 技術分科会		▲ 検討開始報告								▲ 一部答申
IPネットワーク 設備委員会	▲ 8/4 第1回 ・検討開始 ・作業班設置			▲ 第2回 ・論点整理		▲ 第3回 ・報告書案		▲ 第4回 ・とりまとめ		▲ 答申内容を踏まえ 制度整備の検討
作業班		▲ 第1回 ・今後の進め方 ・ヒアリング	▲ 第2回 ・論点整理(案)		▲ 報告書素案		作業班でのヒアリングの進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のサービス実態やユースケース、技術仕様を把握する観点から、NTTやNTT東西からヒアリング ・ モバイル網を活用する観点から、技術的事項に関する現状や要望等について、MNOからヒアリング 			
電気通信事業 政策部会						▲ 意見募集	▲ 最終答申案	▲ 最終答申		▲ 答申内容を踏まえ 制度整備の検討
電気通信番号 政策委員会 (モバイル網固定電 話関係)		▲ 今後の進め方 ・ヒアリング	▲ 論点整理(案)		▲ 最終報告書案			▲ 意見募集に対する 考え方		▲ 答申内容を踏まえ 制度整備の検討

「モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班」の検討体制

(令和7年9月時点)

氏名	主要現職
主任 矢守 恭子 ※1	朝日大学 経営学部 経営学科 教授
主任代理 朝枝 仁 ※1	国立研究開発法人情報通信研究機構 ネットワークアーキテクチャ研究室長
藤井 威生 ※2	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
横谷 温子	一般社団法人情報通信技術委員会 担当部長(標準化業務)
白木 功一	NTT株式会社 技術企画部門 ビジネスプロセス戦略担当
長谷部 未来	NTT東日本株式会社 ネットワーク事業推進本部 設備企画部 コミュニケーションサービスクリエイトセンタ CS推進部門 CS技術担当 担当課長
武澤 治	NTT西日本株式会社 設備本部 ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門 担当課長
藤本 正樹	株式会社NTTドコモ ネットワーク部技術企画 担当部長
前野 貢士	KDDI株式会社 コア技術統括本部 技術企画本部 技術企画部
村岡 大輔	ソフトバンク株式会社 技術企画管理本部 技術渉外部 制度企画推進課 課長
地崎 彬	楽天モバイル株式会社 渉外本部 渉外戦略室 室長

※1 IPネットワーク設備委員会メンバー

※2 ユニバーサルサービス政策委員会メンバー

ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話に係る現行規定の概要

電気通信番号を使う場合 →

番号規律

電気通信番号計画(告示)

回線設備を設置する場合 →

設備規律

事業用電気通信設備規則(省令)

番号の使用に関する条件

共通条件

番号区画

- 緊急通報が可能
 - 番号ポータビリティが可能
 - 地理的識別性の確保
- ※固定電話とワイヤレス固定電話の品質基準は設備規律において規定

UNI^(※2)が同番号区画内に存在

→
固定電話番号を使う役務を提供するための設備が技術基準適合の維持の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行うこと(使用条件※第3の2)

※ 電気通信番号計画第3の表の「電気通信番号の使用に関する条件」の欄に定める条件(以下同じ。)

契約時に端末設備が同番号区画内に存在することを確認

→
ワイヤレス固定電話を提供するための設備が技術基準適合の維持の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行うこと(使用条件第2の2)

電話転送役務の提供に係る条件確保

- 緊急通報利用時に誤認させる恐れがある場合の条件(利用不可、代替措置、利用者に説明)
- 本人確認・拠点確認
- 設備設置確認(固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の利用者の拠点にあることの確認)
- 通話品質の確保(050IP電話相当(※1))

UNI^(※2)が同番号区画内に存在

品質基準 (総合品質)

損壊・故障 対策

その他

平均遅延150
ミリ秒未満
(95%値)

- 予備機器
- 防護措置
- 異常ふくそう対策
- 耐震対策
- 停電対策
- 大規模災害対策等

- [通信の秘密]
- 通信内容の秘匿措置
- 蓄積情報保護
- [他者設備の損傷防止]
- 損傷防止
- 機能障害の防止
- 漏えい対策
- 保安装置
- 異常ふくそう対策
- [責任の分界]
- 分界点
- 機能確認

- 平均遅延400
ミリ秒未満(95%
値)
- 平均遅延350
ミリ秒未満(平均値)
- POLQA値3.6
超(95%値)

- 電話転送自体の設備規律はないが、固定電話網や携帯電話網を使う場合、各区間の設備に対して、それぞれの役務に応じた品質基準や損壊・故障対策等の規定が適用されている。
- 既存のモバイル網固定電話サービスにおいては、携帯電話区間及び0ABJ区間以外にIP電話区間等の他役務の設備が混在する場合がある。

(※1) 050IP電話の品質基準(総合品質)は、50を超えるR値、平均遅延400ミリ秒未満(95%値)
(※2) 固定端末系伝送路設備の一端

固定電話

ワイヤレス固定電話

電話転送

携帯電話網を活用するモバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に該当

参 考 资 料

事業用電気通信設備の技術基準

- 「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者」及び「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者※1」等は、事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準※2に適合するように維持しなければならない。[法第41条]

※1 有料で利用者100万人以上のサービスを提供する電気通信事業者を、電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として総務大臣が指定。現在、(株)インターネットイニシアティブ、ビッグロープ(株)、ニフティ(株)、GMOインターネットグループ(株)の4社が指定されている。

- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始しようとするときは、技術基準※2に適合することを自ら確認し、その結果を当該設備の使用開始前に総務大臣に届け出なければならない。[法第42条]

※2 ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、②電気通信役務の品質が適正であるようにすること、③通信の秘密が侵されないようにすること、④利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、⑤他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は事業用電気通信設備規則(総務省令)に規定。

電気通信役務の種類に応じた事業用電気通信設備の技術基準

		損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密・他者設備の 損傷防止・責任の分界
音声伝送役務用設備	アナログ 電話用設備	○予備機器 ○防護措置 ○異常ふくそう対策	高い品質基準	[通信の秘密] ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] ○分界点 ○機能確認
	総合デジタル 電話用設備			
	0AB-J IP電話用設備	○耐震対策 ○停電対策	自主基準※3	
	携帯電話・ PHS用設備	○大規模災害対策 等		
	その他 (050IP電話用設備)	○大規模災害対策 ○異常ふくそう対策 ○防護措置 等	最低限の品質基準	
上記以外の設備 (データ伝送役務用設備等)		規定なし		

※3 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

現行の技術基準に係る規定①

規定項目(事業用電気通信設備規則において該当する条を記載)		アナログ電話	メタルIP電話	OAB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス固定電話
損壊・故障対策	・予備機器の設置、停電対策、大規模災害対策等 (第4条～第16条)	○	○	○	○	○
秘密保持	・通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護 (第17条、第18条)	○	○	○	○	○
損傷・機能障害防止	・損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置の設置等 (第19条～第22条)	○	○	○	○	○
責任分界	・分界点の明確化、機能確認 (第23条、第24条)	○	○	○	○	○
電源供給	・端末設備等を接続する点において、通信用電源を供給すること (第27条)	○	○	-	-	○ ※2
信号極性	・端末設備等を接続する点において、供給する電源の極性を、一方を地気、他方を負極性とする (第28条)	○	○	-	-	○
監視信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する監視信号(発呼信号、端末応答信号、切断信号、終話信号)を受信し、かつ、認識できること (第29条)	○	○	-	-	○
選択信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する選択信号(一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できること (第30条)	○	○	-	-	○
監視信号送出条件	・端末設備等を接続する点において、監視信号(応答信号、呼出信号)を送出すること (第31条)	○	○	-	-	○
その他の信号送出条件	・可聴音又は音声により事業用電気通信設備の状態を発信側の端末設備等に対して通知すること (第32条)	○	○	-	-	○
可聴音送出条件	・端末設備等を接続する点において発信音、呼出音、話中音を送出するときは、特定の条件により送出すること (第33条)	○	○	-	-	○
基本機能 (ファクシミリ以外)	・発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること ・電気通信番号を認識すること ・着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。 ・通信の終了を認識すること (第35条の3等)	-	○	○	○	○
基本機能 (ファクシミリ)	・ファクシミリによる送受信が正常に行えること (第33条の2、第35条の3等)	- ※4	○	○	-	○

※1 アクセス回線がアナログ電話回線の場合 ※2 TAへの給電が維持されている場合 ※3 アクセス回線がISDN音声回線の場合 ※4 アナログ電話にはファクシミリに係る規定がないが、ファクシミリによる送受信は可能。

現行の技術基準に係る規定②

規定項目(事業用電気通信設備規則において該当する条を記載)		アナログ電話	メタルIP電話	OAB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス固定電話
通話品質	・呼を疎通する端末設備－局舎間での音量の減衰に係る品質 (第34条等)	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	—	・基準を自ら定め維持	—
接続品質	・呼の疎通しやすさに係る品質 (第35条等)	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下
総合品質	・呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質 (第35条の2等)	—	・平均遅延150ミリ秒未満(95%値)	・平均遅延150ミリ秒未満(95%値)	・基準を自ら定め維持	・平均遅延400ミリ秒未満(95%値) ・平均遅延350ミリ秒未満(平均値) ・POLQA値3.6超(95%値)
NW品質	・呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質 (第35条の2の2等)	—	・UNI－UNI間:(95%値) 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間:(95%値) 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	・UNI－UNI間:(95%値) 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間:(95%値) 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	—	—
安定品質	・呼の疎通の安定性に係る品質 (第35条の2の3等)	— ※5	・アナログ電話と同等の安定性	・アナログ電話と同等の安定性	—	・アナログ電話と同等の安定性
緊急通報	・緊急通報を、管轄する受理機関に接続すること ・位置情報等を受理機関に送信する機能を有すること ・回線保留または呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること (第35条の2の4等)	○	○ 呼び返しは通報者と繋がりがやすくする5機能具備	○ 呼び返しは通報者と繋がりがやすくする5機能具備(※6)	○ 基地局設置場所により適当な警察機関等に接続	○ 呼び返しは通報者と繋がりがやすくする5機能具備
災害時優先通信	・災害時優先通信を優先的に取り扱うことができること (第35条の2の5等)	○	○	○	○	○
発信者番号偽装防止	・利用者に付与した電気通信番号と異なる電気通信番号を送信することがないように必要な措置を講じること (第35条の2の6等)	○	○	○	○	○

※5 アナログ電話には安定品質の規定がないが、十分な安定性あり。
 ※6 PSTN網(公衆交換電話網)を介するものを除く

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五条の二の四第二号(第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

- 一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - 二 発信に係る住所
 - 三 電気通信回線の契約者名
- 2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第四十四条の二第五項、第四十五条の八第七項及び五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。
- 一 総合デジタル通信用設備
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る住所
 - ハ 電気通信回線の契約者名
 - 二 インターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備であつて端末設備等との接続において電波を使用しないものに限る。)
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る位置情報(住所コード及び住所)
 - ハ 当該設備を用いた役務の契約者名
 - 三 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報)
- 3 前項第二号ロの住所コードは、JIS規格で定める都道府県及び市区町村ごとの数字のコード並びに公益財団法人国土地理協会(昭和二十六年四月二十八日に公益財団法人国土地理協会という名称で設立された法人をいう。)及び地方公共団体情報システム機構(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)に規定する法人をいう。)で付与された大字・通称及び丁目ごとの英数字のコードとする。
- 4 携帯電話用設備及び特定携帯電話用設備が第二項第三号イの電気通信番号を緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信することができない場合は、IMSI(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)第3に規定するものをいう。)をもつて当該電気通信番号に替えることができる。
- 5 第二項第三号ロの位置情報については、緯度及び経度の単位は度表記で小数点以下五位とし、精度情報の単位は、メートルとする。

(総合品質)

第五条 規則第三十五条の二(規則第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

2 規則第三十六条の五第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

3 規則第四十五条の七第一項の規定による総合品質の基準は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等と当該電気通信事業者の設置するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)に接続する端末設備等の間
 - イ ITU-T P.863勧告におけるPOLQA値 三・六を超える値
 - ロ G.114勧告における平均遅延の値 四〇〇ミリ秒未満
 - ハ イ及びロの値を算出できる確率 〇・九五以上
 - ニ G.114勧告における平均遅延の値の平均値 三五〇ミリ秒未満
- 二 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等相互間 前号の基準を参考にあらかじめ定めた基準

固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件

➤ 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえて、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件等を追加

電話転送役務の定義

電話転送役務…発信転送又は着信転送を行う機能の提供に係る電気通信役務

発信転送…利用者の端末設備等に着信した通信(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。)について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること

着信転送…利用者の端末設備等に着信した通信(利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。)について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。)し、当該発信先に自動的に転送すること

追加した主な条件

● 地理的識別性等の確保に関する条件

✓ 契約を締結する際に、次の事項を確認すること

① 利用者の本人特定事項(氏名・住居等)

※別表第4に定める方法(犯罪収益移転防止法に準じて定める方法)により確認することが必要

② 利用者の活動の拠点が、番号区画の区域内にあること

※利用者の活動の拠点が複数存在する場合は、固定端末系伝送路設備の一端が設置される拠点及び主たる拠点のいずれもが区域内にあること

③ 固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠점에設置されていること

※②③については、既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送役務を除く。)の提供を受けている利用者に対して、当該役務に係る固定端末系伝送路設備(利用者の拠点到その一端が設置されたものに限る。)を使用して電話転送役務を提供する場合には確認を要さない

※発信転送のみを提供する場合で、発信者番号を非通知又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知する措置を講じるときはいずれも確認を要さない

● 通話品質の確保に関する条件

✓ 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、**050IP電話における総合品質又はこれと同程度の音声伝送品質**を満たしていることの確認が行われていること

※電気通信設備が音声伝送役務に関する事業用電気通信設備の自己確認が行われている場合は確認を要さない

※品質を満たしていない旨を通知する措置(発信転送・着信転送)、又は発信者番号を非通知にする措置(発信転送)を講じるときは、確認を要さない

● 緊急通報に関する条件

✓ 緊急通報の発信転送の際に、発信元の発信者情報が、**緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、**

- ① 緊急通報を不可能とする措置を講じること
- ② 緊急通報を代替して提供するための措置を講じること
- ③ 緊急通報を利用できないことを利用者に説明を行うこと

経過措置等

✓ 既に電話転送役務を提供している場合で、改正規定を満たさない場合は、**3年間の経過措置**を設定

(ただし、利用者の本人特定事項の確認については当該経過措置の適用なし(改正法附則による6か月の経過措置))

※経過措置期間中であっても、2019年11月21日までに、電気通信番号使用計画の作成・認定等の手続が必要

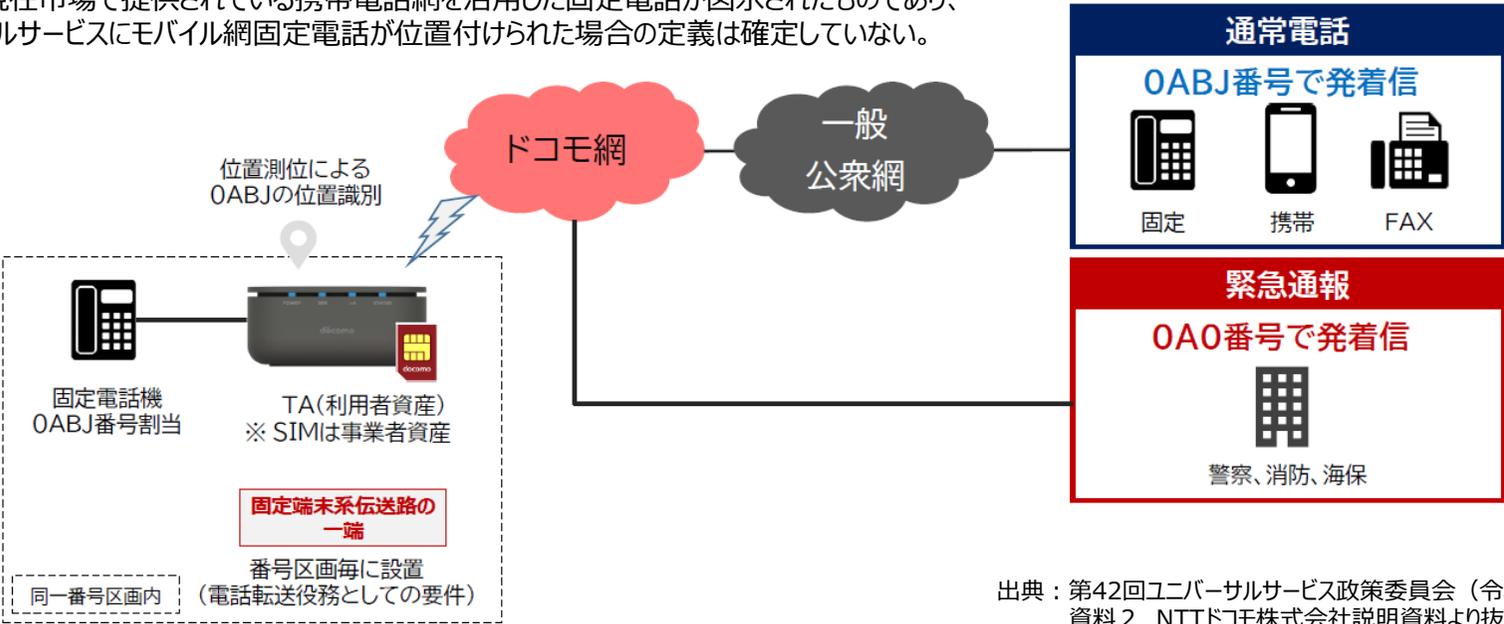
※電話転送役務の提供状況については、電気通信事業報告規則により、定期的な報告を求める(後述)

ユニバーサルサービス制度の見直し（モバイル網固定電話）

- ユニバーサルサービスの確保の在り方については、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日）において、NTT東日本・西日本のメタル回線設備の縮退も見据え、電話が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保するため、
 - **既存の携帯電話網を活用した固定電話（モバイル網固定電話）をユニバーサルサービスに追加**する
 - これにより、**固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務（他事業者の提供地域でも提供責務を負う）は、最終保障提供責務に見直す**等を内容とする提言がなされた。
- この最終答申を踏まえ、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたところ、現在、ユニバーサルサービス政策委員会において、改正後のユニバーサルサービス制度の施行に向けた検討が進められている。
- この令和7年法改正の内容と整合を図り、着実に執行するため、**電気通信番号制度についても、新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置付けられた場合の取扱いを検討する必要がある。**

<現在提供されている携帯電話網を活用した固定電話のイメージ>

注：あくまで、現在市場で提供されている携帯電話網を活用した固定電話が図示されたものであり、ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話が位置付けられた場合の定義は確定していない。



出典：第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）
資料2 NTTドコモ株式会社説明資料より抜粋

モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係

- 通常の固定電話番号を使用した役務では、固定電話番号により固定端末系伝送路設備を識別することとされている。
- これに対し、携帯電話網を活用する固定電話として、既にユニバーサルサービスとして位置付けられた**ワイヤレス固定電話は、固定電話番号により当該役務を識別するものとして、通常の固定電話番号を使用した役務とは別に位置付けられている。この際、契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認し、番号区画外の電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずることをもって、固定電話番号の地理的識別性を担保することとされている。**
- ワイヤレス網固定電話と同じく携帯電話網を活用する**モバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務**（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に、**電話転送役務の提供に係る条件確保の観点から、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件**とされている。
- これに関し、第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）において、NTTドコモから、
 - ・ モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、**ワイヤレス固定電話と同様※に、「固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置すること」を要件とせず、サービス利用場所に対応した固定電話番号の使用を可能とする検討をして欲しい**旨の意見が表明されたところ。

※ ワイヤレス固定電話自体は電話転送役務ではなく、ワイヤレス固定電話を使用して別に電話転送役務を提供しない限り、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することは不要

<電気通信番号計画の主な規定>

		通常の固定電話番号を使用した役務	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		固定端末系伝送路設備 当該設備に接続される利用者の端末設備等	ワイヤレス固定電話の役務 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		電気通信事業者	適格電気通信事業者
番号の使用に関する条件	設置すべき設備	固定端末系伝送路設備に直接接続する 交換設備等	ワイヤレス固定電話役務提供のための 番号変換等を行う機能を持つ設備
	番号区画との対応	UNIが番号区画内に存在する	契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認する
	共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報が可能であること ・ 番号ポータビリティが可能であること ・ 電話転送役務の提供に係る条件の確保（番号区画内の利用者の拠点に固定端末系伝送路設備の一端があること等の確認等） ・ 品質に関する基準（自己確認を実施） ・ 地理的識別性の確保（技術的措置） 	ほか

第2 電気通信番号の使用に関する基本的事項

電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する場合は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- 1 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。
- 2 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 3 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
- 4 電気通信番号の効率的な使用を図ること。
- 5 利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項によること。

第3 利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号の構成の種別	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号 (ただし、英字は十進数字とし、ABCDEFGHJは、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。)	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 2 電話転送役務(発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。)を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。)の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。 第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。 2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第41条第1項、第2項又は第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。(注2) 3 別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、固定端末系伝送路設備と端末設備等との間の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備等の設置場所、端末設備等の設置場所又は端末系交換設備と伝送路設備(専用設備に限る。)との間の接続の分界点の地点が含まれること。 4 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。 5 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 (1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(ENUM方式に限る。)により、網間信号接続を行うこと。 (2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。 6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者(最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。)が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。 7 他の電気通信事業者の設置した固定端末系伝送路設備を利用(他の電気通信事業者の固定端末系伝送路設備と接続される場合を含む。)して電気通信役務を提供する場合は、1から6までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。

電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号) 抜粋②

電気通信番号の種類	電気通信番号の構成	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
-----------	-----------	---

電気通信番号の使用に関する条件

<p>固定電話番号 HJ (ただし、英字は十進数字とし、ABCDEは、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)</p>	<p>固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。)</p>	<p>第4 電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。)を提供する者にとっては、次のとおりとする。</p> <p>1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。</p> <p>(1) 別表第4に定める方法により、本人特定事項(自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4において同じ。)の確認を行うこと。</p> <p>(2) 活動の拠点(固定端末系伝送路設備(電話転送役務に使用される固定電話番号により識別されるものに限る。以下この(2)において同じ。)の一端が設置されるものに限る。)が、番号区画(別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第4において同じ。)の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点(固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る。)及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。</p> <p>2 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点到に設置されていることを確認すること。</p> <p>3 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送役務を除く。)の提供を受けている最終利用者に対して、当該電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備(最終利用者の活動の拠点到にその一端が設置されたものに限る。)を使用して電話転送役務を提供する場合にあっては、2の規定は適用しない。</p> <p>4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置(当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。)が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。</p> <p>5 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認(電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)が行われているものである場合は、この限りでない。</p> <p>6 発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。</p> <p>7 着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。</p>
<p>ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等</p>	<p>ワイヤレス固定電話</p>	<p>第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。</p> <p>第2 ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る端末設備等を識別するために用いられる固定電話番号に係る通信を制御するための電気通信設備(事業用電気通信設備規則第3条第2項第7号に規定する携帯電話用設備を除く。)を設置すること。</p> <p>2 ワイヤレス固定電話を提供するための電気通信設備が、法第41条第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</p> <p>3 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>4 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(ENUM方式に限る。)により、網間信号接続を行うこと。</p> <p>(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>5 1から4までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。</p> <p>6 ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間において、1から5までに関する取決めを行うこと。</p> <p>第3 ワイヤレス固定電話の提供に関する契約を締結するに際しては、別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、利用者の端末設備等の設置場所が含まれることを確認すること。</p>